

仕 様 書

1 業務名

安佐動物公園猷舎放飼場の土入替え業務（以下「業務」という。）

2 業務の目的

飼育動物の感染症予防のため。

3 履行期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

施工時間は午前9時00分から午後4時00分までとする。

4 履行場所

広島市安佐動物公園（広島市安佐北区安佐町大字動物園）

5 施工内容

- (1) 放飼場における既存土の鋤取りを行うこと。
- (2) 鋤取りを行った既存土を処分すること。
- (3) 搬入土は全て購入おろし真砂土とし、敷均し及び転圧を行うこと。

（施工場所及び施工面積等）

区分	うち 施工面積 ^{※1} (㎡)		既存土 (真砂土)		搬入土 (購入おろし真砂土)		敷均し 転圧	備考：施工 エリア等
			鋤取り 深さ (m)	鋤取り 土量 ^{※1} (m ³)	土入れ 厚さ (m)	土入れ 土量 ^{※1} (m ³)		
第一 クロサイ 舎	a	19.9	0.15	3.0	0.45	9.0	あり	別添平面図 a (黄色着色部)
	上記 a以外	822.8	0.15	123.4	0.23	189.2	あり	別添平面図 (薄橙色着色部)
	総計	842.7	—	126.4	—	198.2	—	—

※1 小数第二位を四捨五入

6 施工にあたっての注意事項

- (1) 原則として休園日の木曜日を施工日とする。
 なお、木曜日以外の日において施工する必要がある場合は、安佐動物公園の担当者に申し出て、その可否の判断を仰ぐこと。
- (2) 施工時間中は第一クロサイ舎で飼育するクロサイ1頭を猷舎内に収容することとする

が、クロサイの体調如何によっては、放飼場内へ出させざるを得ない事態が生じる可能性がある。その際は、当日の作業の中断又は中止が生じることとなる。

- (3) 完工までの日数が複数日に及ぶ場合は、次回の施工までは1週間以上の間隔を開けることを原則とし、土の鋤取り、搬入、転圧等の作業は1回ごとに完結するものとする。
- (4) 重機の使用による騒音、振動及びその他により、クロサイ以外の動物を含め、それらの動物が興奮して走り回るなどの不測の行動に伴い、受傷する恐れがある場合、又はそれら動物の体調如何によっては、当日の作業の中断又は中止が生じることとなる。
- (5) 排水管等が地下に埋設されているので、それらを損傷しないよう慎重に施工すること。
- (6) 作業に伴う既存の植栽、石積み等の形態変更は認めない。
- (7) 搬入土の仮置き場として、第三駐車場内の指定する場所を使用することができる。
- (8) 鋤取りした既存土を処分場へ搬入するまでの間、仮置き場として第三駐車場内の指定する場所を使用することができる。
- (9) 工事用車両、重機の園内への出入は、飼育事務所横のゲート2か所を通過して行うこと。県道通行車両との接触事故等、また、ゲートを同時に2か所開くことを防ぐため、警備員1名ないし2名を配置すること。
- (10) 既存土の鋤取り及び搬出並びに購入おろし真砂土の搬入、敷均し及び転圧に使用する重機及び車両は、放飼場出入口を通行して放飼場に入出すること。

7 一般事項

- (1) 本業務を行う者は、その内容に応じ、必要な知識及び技能を有する者とする。また、法令により、業務を行う者の資格が定められている場合は、当該資格を有する者が業務を行うこと。
- (2) 業務の履行に特許権その他第三者の権利の対象となっている修理材料、施行方法等を使用するときは、受注者は、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。
- (3) 受注者は、業務の履行に際して、あらかじめ広島市及び施設管理者と事前に協議して、作業の日時、作業方法等の詳細について定めるものとする。
- (4) 受注者は、従業員の安全衛生に関する管理について、現場責任者が責任者となり、関係法令に従って行うこと。
- (5) 受注者は、業務の実施にあたって、常に整理整頓を行い、危険な場所には必要な安全措置を講じ事故の防止に努めること。
- (6) 受注者は、業務を行う場所若しくは周辺に第三者が存在する場合又は立ち入る恐れがある場合には、危険防止に必要な措置を講じ、事故発生を防止すること。
- (7) 業務その他により建物及び器物に損傷を与えた場合は、発注者の指示により受注者の負担において補修すること。

8 報告事項

- (1) 業務報告書は、業務の内容を報告書に記入し、業務完了後、完成図及び修理写真等をあわせて速やかに発注者に提出し、承諾を受けるものとする。
- (2) 本業務により発生した廃材等は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守して適正に

処分すること。

9 費用の負担等

本業務を実施するために必要な機材等は、すべて受注者の負担とする。

10 その他

- (1) 本施設は、幅広い世代の方が利用することから、作業時以外でも十分に安全に配慮すること。
- (2) 業務の施行にあたっては、本市及び本施設管理者の指示に従うこと。
- (3) この仕様書に定めのない事項、又は疑義の生じたときは、必要に応じて発注者・受注者協議して定めるものとする。